

## 大分市男女共同参画センター創設に関するお願い

大分市長におかれましては、常日頃 「公平公正」「情報公開」「説明責任」「市民参加」を基本に据え、「市民総参加による協働のまちづくり」のためにご努力いただきまして、ありがとうございます。

また、大分市には、DV被害者の相談事業やDVシェルター運営事業等をNPO法人えばの会に委託していただき、ありがとうございました。私どもも、DV被害者の救済と支援のために市が後押ししていただけることを非常に心強く思い、感謝しております。

2001年に「配偶者からの暴力防止法」が制定されて以来、大分市の配偶者からの暴力を受けた被害者への行政サービスの取り組みは徐々に充実されてきました。しかし、残念ながら、大分市においては、まだまだDVの根絶に向けた活動と被害者救済のための取り組みは非常におくれているといわざるをえません。その理由の大きな原因は、女性への暴力を救済するための拠点となる男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センターを含む)が、大分市にはないからだと考えます。

女性への暴力がおこる構造と背景には、女性への差別意識があるといわれています。

男女共同参画基本法に「・・・男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」とあるように、女性と男性は法の下では平等とされていますが、女性が生む性であることにより差別を受け、いまだに多くの女性が暴力の被害を受けている現状です。このような状況を一日も早くあらため、本当に男女が平等に活動できるような社会をつくらなければ、これからの社会を担っていく子どもたちに将来への希望を与えることができません。

男女共同参画センターを大分市が創設するという事は、大分市が「男女共同参画基本法」の理念を推進することを示すシンボルとなり、大分市民が男女共同参画の重要性を認識するための拠点となります。ところが、残念なことに、現在、全国の中核市40市の中でセンターを設置していないのは、大分市を含めて6つの市だけしかありません。なおかつ九州各県においてセンターを市町村に設置していないのは大分県と佐賀県の2県だけです。私たちは、一日も早く大分市がセンターの設置に向けた具体的な行動に移ることを強く希望します。そうした大分市の姿勢が、男女共同参画の理念に反する「女性への暴力」の根絶を望んでいることを啓発・広報することにもなり、女性の安心・安全感を充たし、行政の信頼感を増すことになると考えます。

そこで、この度、下記について要望します。

### 記

#### 男女共同参画センターの創設

なお、このセンターは、

1) 男女共同参画の推進に関する教育・学習活動 2) 女性総合相談(DV問題の啓発・研修及び被害者支援を総括する配偶者暴力相談支援センターを含む) 3) 男性相談 4) 男女共同参画の推進に関するライブラリーなどの男女共同参画の推進に必要な諸機能を有する。

平成23年 9月 2日

NPO 法人えばの会